



大阪大学ハラスメント相談室

第13号 平成30年3月

# ハラスメント相談室だより

3月になりました。何かと忙しい時期ですが、いかがお過ごしでしょうか？  
ハラスメント相談室だより第13号をお届けします。

## ハラスメント相談室について改めて紹介します

### ■ハラスメント相談室ってどこにあるの？

相談室は吹田・豊中・箕面すべてのキャンパスにあります。



**吹田キャンパス** 工学U1E棟4階

**豊中キャンパス** キャンパスライフ健康支援センター東階段2階

**箕面キャンパス** 管理棟3階

### ■いつ相談に乗ってもらえるの？

相談希望の方はまずはお電話をください。(裏面参照)

相談日時をの予約をさせていただきます。

お昼休みも開室しております。開室時間の詳細はHPをご確認ください。

### ■どんな人が相談に乗ってくれるの？

ハラスメント相談室には専門相談員と全学相談員がいます。

阪大HPにて名簿が公開されていますので、ご確認ください。

相談員には守秘義務があります。安心してご相談ください。

相談者の方は匿名であっても相談可能です。

一人で悩まずにご相談ください。

## ハラスメント意識チェックを実施しています

ハラスメント相談室では、ハラスメント防止の意識を啓発する新たな事業として、教職員を対象に「ハラスメント意識チェック」を実施しています。

みなさま、もう実施していただけたでしょうか。

まだお済みでない方は3月末までに実施くださいますよう、よろしくお願いいたします。

毎年度、問題を変更して実施する予定ですので、ハラスメント防止に向け、今後ともご協力願います。

実施方法：マイハンダイにログイン後「ハラスメント意識チェック」バナーをクリックしてください。

## 研修教材の貸出をしています

ハラスメント相談室では、書籍・DVDの研修教材を貸し出しています。

個人・研究室・事務部など様々な場面で利用できる教材を貸し出しています。DVDは上映時間数分のものや、視聴後のディスカッションを想定するなど気軽に取り組めるものもあります。

内容もアカハラ・パワハラ・セクハラに関するものをそれぞれ豊富に取り揃えています。

教材の詳しい情報については、大阪大学HP「ハラスメントの防止等」をご覧ください。

貸し出しを希望される方は、総務部ハラスメント対策事務室までご連絡ください。

### コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメント相談室では、現在8名の専門相談員が相談をお受けしています。  
専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。

#### 昨今のハラスメント事情

大阪大学にアカデミック・パワー等ハラスメント相談室が設置されたのは平成22年で、その年の相談件数の合計は、40件でした。開設年は、相談室の開設日が少なかったこともあり、翌年からは本格的運営ということ考えると、平成23年度の相談件数は60件で、昨年の平成28年度は124件と、2倍強の件数となっています。これらの詳細については、年度末のハラスメント室の報告書に記載されていますので、ここでは、ハラスメントの特徴について記載します。

昨今のハラスメントの特徴としては、次の2点の相談が増加したことが挙げられます。1点目は、関連する研究科や部局からの対応のための事前相談、2点目は、被害者の周りの方からの相談です。

事前相談については、2次被害の発生防止や対応後に新たな問題とならないような配慮で構成員の方々のハラスメント意識の高まりの所以と解釈し、好ましい傾向と考えます。もう一方の被害者の周りの方々からの相談では、相談された方が、相手方の周りの方が、被害者の周りの方に分類できます。相手方の周りの方々では、相手方への怒りも含めてこの機会にとと思われる様な対応を願われることもあり、相談室の役割は調整にあるので、対応に窮するところです。被害者の周りの方々の代表的なケースは、保護者が相談者の場合です。被害者は保護者に話され、保護者はその状況に驚き、何とかしてもらいたいとの思いから、相談されます。保護者は、被害者から一方的な話を聞かれるので、感情的な判断となる傾向があります。調整では、双方の意見を聞くことから、保護者の意見とは異なる状況であることがあります。例えば、相手方が、大声で怒鳴ったとのことなどでは、周りの方々に聞くと、普通の声であり、いつもあのような話し方とのことです。これらの問題を避けるため、相談室では、被害者との直接の面談をお願いしております。保護者のお気持ちは、十分に理解いたしますが、被害を受けた方のご希望や要望が、最重要と考えております。また、保護者の主観的判断による場合は、ご本人の要望では無く、保護者の要望となり、調整が困難となることが多いことも事実です。是非とも、客観的な判断をお願いしたいところです。

発言や行動が、意図したことで無かったとしても、相手が不愉快な思いをされたならば、社会の一員として、真摯な態度で事情説明や謝罪も必要でしょう。

相談員は、個々人の意識で、ハラスメント撲滅は可能と考え、取り組んでおります。是非とも、構成員の皆様方にも、同じ思いと共に良識ある行動をお願いします。

#### 大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029 (ハラスメント全般)  
06-6850-6006 (アカデミック・パワー等ハラスメント)  
吹田地区 06-6879-7169 (ハラスメント全般)  
箕面地区 072-730-5112 (ハラスメント全般)

大阪大学HP [http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention\\_sh](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh)



編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: [soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp](mailto:soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp)

